

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生産者支援課

法令名	農業協同組合法			法令番号	昭和22年法律第132号				
手続名	指定組合の指定申請<1>			根拠条項	第10条第18項				
審査基準	<p>農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成5年3月3日農林水産省令第1号／大蔵省令第1号）</p> <p>（指定組合の指定基準等）</p> <p>第6条の2 行政庁は、農業協同組合法（以下「法」という。）第10条第18項の規定により指定しようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>1 貯金及び定期積金の合計額が500億円以上であること。</p> <p>2 次に掲げるすべての要件を満たすことにより、財産的基盤が安定しており、財務内容が健全であると認められること。</p> <p>イ 直近の事業年度末における単体自己資本比率（農業協同組合法第94条の2第3項に規定する区分等を定める命令（平成12年／総理府／大蔵省／農林水産省／令第13号）第1条第3項に規定する単体自己資本比率をいう。以下同じ。）が同条第1項の表の自己資本の充実の状況に係る区分のうち非対象区分に属すること（自己資本の充実の状況に係る区分のうち第3区分以外の区分に該当する組合の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合を除く。）及び直近の事業年度末における連結自己資本比率（同条第4項に規定する連結自己資本比率をいう。以下同じ。）が同条第2項の表の自己資本の充実の状況に係る区分のうち非対象区分に属すること（自己資本の充実の状況に係る区分のうち第3区分以外の区分に該当する組合の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合を除く。）。</p> <p>ロ 直近の事業年度において、当期欠損金又は繰越欠損金を生じていないこと。</p> <p>ハ 直近の事業年度末における貸出しに対する直近の事業年度末に行われた資産の査定において回収不可能と判定される資産その他の農林水産大臣及び金融庁長官が定める資産に区分されたものの額の合計額の比率が3パーセント未満であること。</p>								
	受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	60日	目次
						標準経由期間	日	No.	

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生産者支援課

法令名	農業協同組合法		法令番号	昭和22年法律第132号					
手続名	指定組合の指定申請<2>		根拠条項	第10条第18項					
審査基準	<p>3 次に掲げるすべての要件を満たすことにより、貯貸率等の改善が必要であり、貸付業務の執行体制が確立されていると認められること。</p> <p>イ 直近の1年間の平均貯貸率（貯金の平均残高に対する貸出金の平均残高の比率をいう。）が40パーセント以下であること。</p> <p>ロ 員外利用の実態として、直近の1年間の平均員外貸出率（組合員貸出に対する員外貸出の比率をいう。以下この号において同じ。）が20パーセント以上であり、今後、平均員外貸出率が25パーセントを超えることが確実であること。</p> <p>ハ 内部けん制体制及び審査体制が整備され、かつ、審査担当職員が2名以上配置されていること。</p> <p>ニ 内部監査担当部門が設置されており、かつ、内部監査担当職員が2名以上配置されていること。</p> <p>②・③ 略</p> <p>※ 佐賀県農業協同組合法施行細則第3条に明記</p>								
	受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間	60日	目次
						標準経由期間	日	No.	